

～外形標準課税申告チェックリスト～

外形標準課税の申告書を作成する際には、下記の事項に留意してください。

*勘定科目名等は一般的な名称を使用しています。

● 共通

No.	確認内容	チェック
1	報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料に該当するものは、勘定科目や名称にかかわらず課税標準額に算入します。 【例】福利厚生費、旅費、雑費、雑収入、広告宣伝費、業務委託費、特別損失、特別利益など	
2	報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料を計上する事業年度は、法人税の所得の計算上損金又は益金の額に算入される事業年度と一致します。*下記3を除きます。 【例】実際の支払等がなくても、未払又は未収計上して法人税の損金又は益金に算入した給与や利子等は当期の課税標準額に算入します。	
3	棚卸資産・建設仮勘定・固定資産等に資産計上される報酬給与額、純支払利子又は純支払賃借料は、損金の額に算入される事業年度ではなく、法人が支払う事業年度に計上します。	
4	法人税別表4「所得の金額の計算に関する明細書」において収益配分額の対象項目に加算又は減算がある場合は、その額を課税標準額に反映してください。 【例】役員報酬の損金否認 賞与引当金当期繰入額否認 賞与引当金前期繰入額認容など	
5	消費税及び地方消費税は除いて計算します。	

● 報酬給与額

No.	確認内容	チェック
1	雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて労務の提供を行う者に支払われる給与を計上します。 【例】役員、非常勤役員、従業員、パート、アルバイト、契約社員、個人産業医など	
2	所得税において給与所得・退職所得として課税され、法人税法の所得の計算上損金算入されるものは報酬給与額に含めます。 【例】永年勤続記念品、持株会奨励金、所得税の非課税限度額を超えて支給される通勤手当、表彰金、特別損失に計上された退職金など	
3	当期に繰り入れた賞与引当金のうち、法人税の所得計算上損金の額に算入しない金額は含めません。取り崩して当期の損金とした金額は含めます。 出向者・転籍者等の在籍期間中に係る賞与については実質的負担者の報酬給与額となります。	
4	当期に繰り入れた退職給付引当金のうち、法人税の所得計算上損金の額に算入しない金額は含めません。取り崩して退職金として支給した事業年度に含めます。 出向者・転籍者等の在籍期間中に係る退職負担金は、形式的支払者の報酬給与額に含めます。	
5	請負契約及び委託（委任）契約に基づいて支払う代金については、労務の提供の代価ではなく、仕事の完成の対価や委託（委任）する事務をなすことの対価であり、原則として報酬給与額には含めません。	
6	外国に勤務する従業者に対して支払う給与は、当該従業員が所得税法上の非居住者であっても報酬給与額となります。（ただし、実費弁償性のある手当は除きます。）	
7	出向者に対する給与負担金は、実際に負担している法人（実質的負担者）の報酬給与額となります。内訳が区分されている場合、本給、賞与、課税通勤費等は課税標準額に含め、法定福利費や非課税通勤費は除きます。 ・出向者に係る年金掛金は、実質的負担者の報酬給与に含めます。 ・出向者に係る退職給与負担金は、退職者本人へ退職金を支払う法人（形式的支払者）において、支払った事業年度の報酬給与額に含めます。	
8	企業年金（確定給付企業年金等）の掛金のうち事業主負担分は報酬給与額に含めます。	

9	労働者派遣とは、『労働者派遣法』に基づく労働者派遣契約又は『船員職業安定法』に基づく船員派遣契約による労働者派遣のことをいいます。同契約による労働者派遣について、派遣先法人は、派遣元法人に支払う派遣契約料（消費税を除く）の75%相当額を含めます。派遣元法人の場合は、派遣元法人の報酬給与額から、派遣先法人より支払を受ける派遣契約料の75%相当額を控除します。	
10	労働者派遣契約に基づく派遣契約料に、基本単価、通勤費等の額が区分されて明示されている場合、当該通勤費等の額も報酬給与額に含めます。	

● 純支払利子

No.	確認内容	チェック
1	申告期限の延長による延長期間の利子税（法人税）及び延滞金（地方税）は、支払利子に含めます。	
2	割賦支払額に含まれる利息相当額（購入代価と明確かつ合理的に区分されるもの）は、支払利子に含めます。	
3	法人税法上、資産の売買があったとされるリース取引と金銭貸借とされるリース取引に係る利息相当分（契約書等において明確かつ合理的に区分されているもの）は純支払利子に含めます。	
4	売上割引料、信用保証料、社債の保証料、特定融資枠契約（コミットメント・ライン契約）に係る手数料は支払利子に含みません。	
5	売掛金・受取手形を金融機関等ファクタリング会社に対し売却した場合の手数料（売却損）は、償還請求権が付されているときは、支払利子に含めます。【償還請求権が付されていないときは、支払利子に含みません。】	
6	受取利息は、源泉所得税や利子割額を控除する前の総額で計上します。	
7	還付加算金は、受取利子に含めます。	
8	建設協力金（預託保証金）に付される金利については、純支払利子に含めます。	

● 純支払賃借料

No.	確認内容	チェック
1	一定の土地又は家屋を1月以上、使用又は収益していると認められるものを計上します。 【例】河川（道路）占用料、荷物保管料、自動販売機の販売手数料、電柱敷地料	
2	機械設備等の動産に係る賃借料は含めません。	
3	賃貸契約書等において区分される共益費や管理費は純支払賃借料に含めません。	
4	社員等から受け取る社宅の賃借料は、受取賃借料に含めます。（借上げ社宅の場合、法人が家主に支払う金額を支払賃借料に、社員等から受け取る金額を受取賃借料に計上します）	

● 資本割

No.	確認内容	チェック
1	自己株式を取得した場合、その取得価格（みなし配当の額を除く）を減算します。	
2	平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、旧商法に基づく無償減資による欠損のてん補を行った場合や資本準備金の取崩しによる欠損のてん補を行った場合は、その金額を資本金等の額から控除する特例措置があります。	
3	平成18年5月1日以降に、会社法の規則に則ってその他資本剰余金による欠損のてん補を行った場合は、その金額を資本金等の額から控除する特例措置があります。（資本金や資本準備金の減少額をその他資本剰余金として計上してから1年以内に欠損の填補にあてた金額に限ります。）	
4	平成22年4月1日以降に、利益準備金、その他利益剰余金による無償増資を行った場合、当該無償増資した額を資本金等の額に加算します。（資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものを除きます。）	
5	平成27年4月1日以降に開始する事業年度において、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合算額を資本割の課税標準とします。	

～分割基準申告チェックリスト～

● 従業者数

No.	確認内容	チェック
1	従業者とは、給与支給の有無に関わらず、また常勤、非常勤の別を問わず、給与の支払いを受けるべき労務等を提供しているものが対象です。役員（無給の取締役、監査役）、アルバイト、パートタイマー、派遣社員等も従業者数に含めます。	